

赤穂市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 2 9 日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市規則第 3 4 号

赤穂市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

赤穂市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成 8 年赤穂市規則第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 常時介護を要する状態の項中「1 7 7，9 5 0 円」を「1 8 6，0 5 0 円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「8 8，9 8 0 円」を「9 2，9 8 0 円」に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 4 の規定は、令和 7 年 8 月 1 日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。